

豊橋市監査公表第22号

地方自治法第252条の38第6項の規定に基づき、包括外部監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和5年3月27日

豊橋市監査委員	古池弘人
同	朝倉茂
同	田中敏一
同	山本賢太郎



令和3年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
環境部	ゼロカーボンシティ推進課	129	意見	<b>【家庭用エネルギー設備等導入費補助金】</b> 補助金交付後の使用状況についてモニタリングすることが望まれる。	令和4年3月31日に家庭用エネルギー設備等導入補助金交付要綱を改正し、補助金の交付を受けた方に対し、アンケート調査やデータ提供の協力を求めることができるようにした。 これを踏まえ、補助金の交付を受けた方のうち一定期間使用した対象者に対し、令和5年1月20日にアンケートを発送し、補助対象設備を一定期間内継続して使用すること、及び要綱に定めた使用期間内に処分する場合は事前に「処分承認申請書」を提出することを改めて周知するとともに、現在の設備の使用状況を確認した。 今後も毎年、一定期間使用した対象者に対し、補助金交付後の使用状況を確認し、必要に応じて返還の手続きを行っていく。	R5.3.20
	廃棄物対策課	134	意見	<b>【浄化槽設置費補助金】</b> 浄化槽台帳の適切な運用及び活用が望まれる。	浄化槽法の一部を改正する法律の施行(令和2年4月1日)により、改正施行より3年間を目途に浄化槽台帳の整備に努めることとされている。 令和3年度の浄化槽台帳整備委託にて浄化槽管理者に対してアンケート調査、アンケート未回答者への催促はがきの送付を実施、令和4年度の浄化槽台帳整備委託にて訪問調査を実施し、2年間で浄化槽台帳データ整備を行った。 また、保守点検業者等からの報告に基づき、適宜データの更新を行うことで浄化槽台帳を適切に維持管理する。その台帳に基づき浄化槽管理者の維持管理状況の正確な把握を行い、適正な維持管理をしていない浄化槽管理者に対し指導等を実施する。	R5.3.6
産業部	農業企画課	152	意見	<b>【次世代「農力」UPアカデミー事業補助金】</b> 令和2年度次世代「農力」UPアカデミー事業成果報告書の内容を確認し、記載漏れや計画との齟齬について確認することが望まれる。	令和2年度次世代「農力」UPアカデミー事業成果報告書に関しては、内容を確認し記載漏れ、計画との齟齬の箇所について申請者より補正した正確な実績報告書の提出を令和3年6月28日に受けた。また、令和3年度以降は、計画書及び成果報告書の内容を複数人で確認することとし、正確な計画書及び実績報告書の提出を受けている。	R5.2.10
		152	指摘事項	<b>【次世代「農力」UPアカデミー事業補助金】</b> 精算命令書の受領日は正しく記入する必要がある。	令和3年度以降の精算命令書の受領日等記載内容は複数人で確認することとし、正しい記載をしている。	R5.2.10
都市計画部	まちなか活性化課	179	指摘事項	<b>【まちなかインキュベーション事業等補助金】</b> 起案用紙の施行日は正しく記入する必要がある。	正しい施行日を記載するよう令和4年4月22日に課内で周知するとともに、複数職員で確認を行うこととした。	R5.3.6
		187	意見	<b>【市街地再開発事業補助金】</b> 完了実績報告書に対する審査及び現地調査において、どのような確認を行ったのかが分かるように、照合証跡を残すことが望まれる。	完了実績報告書の内容審査において、複数の職員によるチェックが行われたことが分かるよう、添付書類に照合痕跡を残すことを令和4年4月22日に課内で周知徹底した。	R5.3.6
		189	意見	<b>【優良建築物等整備事業補助金】</b> 完了実績報告書に対する審査及び現地調査において、どのような確認を行ったのかが分かるように、照合証跡を残すことが望まれる。	完了実績報告書の内容審査において、複数の職員によるチェックが行われたことが分かるよう、添付書類に照合痕跡を残すことを令和4年4月22日に課内で周知徹底した。	R5.3.6

令和元年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
産業部	商工業振興課	28	指摘事項	開示された受益者負担の状況は、特定の施設のみを抜粋して記載されているが、そのほとんどの施設において収支不足が発生している点など、受益者負担の状況について市民に十分な情報開示し説明すべきである。	各所管施設とも、施設白書にて受益者負担の状況に関する情報開示を行っている。より詳細な内容の掲載については、市全体の方針に従って対応することとした。	R5.3.20
		33	指摘事項	各施設の所管課で収支不足等の要因を分析し、次回の使用料改定に反映させるPDCAサイクルを確立する必要がある。	令和2年10月2日付財政課通知に基づき、決算時に収支不足等の要因を分析し、使用料改定の際の参考とすることとした。	R5.3.20
		33	指摘事項	各施設の所管課は使用料の見直しについて主体的に検討し、どのように対応していくか意思決定する必要がある。	使用料の見直しについては、市全体の方針に基づき、所管課として施設の利用状況や収支状況等を分析のうえ、必要に応じて使用料の改定をするなど対応していくこととした。	R5.3.20
		31	意見	市全体で施設利用目的にかなった利用実態を把握しつつ、利用状況について継続的なモニタリングを行うとともに、施設が未利用となる場合には、当初の利用目的を優先しつつも、施設がより一層有効活用されるよう様々な利用方法を検討することが望ましい。	施設設置目的での利用が増えることが本来のあるべき姿であるため、改善策検討のため、定時のモニタリングだけでなく、随時、指定管理者を対象に利用率向上に向けたヒアリングを実施している。また、HPやリーフレット以外にも生涯学習情報紙「グラッド」等を利用し施設の情報を発信することで、施設の活用を促している。	R5.3.20
		46	意見	指定管理者運用マニュアル等に留意し、指定管理者の交代時における引継手続を徹底することが望ましい。また、資産経営課においては、交代時に発生する問題等について、情報の蓄積と発信をより一層進め、各所管課に注意喚起をすることが望ましい。	令和2年7月13日付資産経営課からの通知「指定管理者業務の適切な事務処理について」に基づき、指定管理者が交代する際には、現指定管理者・新指定管理者・市の三者で十分な時間を確保し、問題が起きやすい項目をまとめた資料を用意したうえで、引継ぎを行うこととした。	R5.3.20
		46	意見	ホームページにおける多言語に対応していない施設があるため、定住外国人等への情報発信として多言語対応に取り組むことが望ましい。	定住外国人に向けた情報発信について、指定管理者とともに、必要に応じてホームページの多言語対応を進めていくこととした。	R5.3.20
		63	意見	各施設の利用状況を見ると、全てが常に利用されている状況ではない。コンサートホールは月によって差はあるものの平日の利用が少ないので、利用率の向上に努める必要がある。しかし、コンサートホールの平日の利用状況を改善することは容易でないので、休館日数を増やすなどの経費削減にういて再検討することが望ましい。	ライフポートとよはしは全施設を一体的に管理運営しており、利用率の高い部屋もある中、休館日を増やせばサービスが低下してしまう。また、各施設ごとに休館日を増やしても、それに見合う経費削減は見込めないと考え、現状維持とした。	R5.3.20
		64	意見	各施設の適正な利用料金を一義的に定めることは難しいが、継続的に利用料金の見直しを検討する必要がある。また、男女共同参加センターと勤労者会館では、施設の目的に沿った利用団体が優先利用でき、料金も半額となっている。社会環境が変化してきているので、利用者により区別した料金設定が受益者負担の観点から望ましいのか再検討することが望ましい。	利用料金の設定については、関係課と協議を進めつつ、優先利用団体の利用状況を分析のうえ、所管課として必要に応じて見直すなど対応していくこととした。	R5.3.20
		66	意見	施設が老朽化しているため、ライフサイクルを踏まえた設備の修繕更新について計画を定めることが望ましい。	施設保全計画（平成26年度策定）に沿って計画的に対応している。	R5.3.20

平成29年度 包括外部監査の監査結果に基づく措置結果

部名	課名	報告書 ページ	区分	指摘事項等(改善又は留意すべき事項)	措置結果	措置通知日 年月日
上下水道局	総務課	36	意見	両会計における人件費の配分比率と職員の事務従事状況との整合性について	地域下水道事業は、令和2年度より地方公営企業法の適用を受け、下水道事業に統合されたことから、「豊橋市上下水道局における会計間の負担に関する事務取扱基準」を改正し、公共下水道事業会計及び地域下水道事業特別会計に分かれていた区分を下水道事業会計に一本化した。これにより、人件費についても下水道事業会計の中で一体的に管理することとなった。	R5. 3. 16
		36	意見	両会計における退職手当の配分比率と職員の事務従事状況との整合性について	地域下水道事業は、令和2年度より地方公営企業法の適用を受け、下水道事業に統合されたことから、「豊橋市上下水道局における会計間の負担に関する事務取扱基準」を改正し、公共下水道事業会計及び地域下水道事業特別会計に分かれていた区分を下水道事業会計に一本化した。これにより、退職手当についても下水道事業会計の中で一体的に管理することとなった。	R5. 3. 16
		37	意見	両会計における経費の配分比率と費用の発生状況との整合性について	地域下水道事業は、令和2年度より地方公営企業法の適用を受け、下水道事業に統合されたことから、「豊橋市上下水道局における会計間の負担に関する事務取扱基準」を改正し、公共下水道事業会計及び地域下水道事業特別会計に分かれていた区分を下水道事業会計に一本化した。これにより、庁舎に関する維持管理に要する経費、庁舎に関する電気使用料・燃料費、庁舎に関する水道料金及び下水道使用料、管路の調査及び立会に関する事務等に関する経費についても下水道事業会計の中で一体的に管理することとなった。	R5. 3. 20
		38	意見	地域住民とのコミュニケーション及び地域住民への情報開示の推進について	令和3年度に「とよすい」をリニューアルし、地域住民とのコミュニケーションのきっかけとするとともに、市民意識調査や一般向けの出前講座を実施するなど、多様な年齢層から情報収集をおこなった。	R5. 3. 20
	営業課	38	意見	地域住民とのコミュニケーション及び地域住民への情報開示の推進について	令和3年度に「とよすい」をリニューアルし、地域住民とのコミュニケーションのきっかけとするとともに、市民意識調査や一般向けの出前講座を実施するなど、多様な年齢層から情報収集をおこなった。	R5. 3. 20
	総務課、営業課 浄水課、 水道管路課、 下水道施設課、 下水道整備課	55	指摘 事項	固定資産台帳と現物との定期的な照合について	令和4年度より、決算時の固定資産新規登録及び除却報告のための作業を行う際に、固定資産台帳と現物及び管網データとの照合を行い、総務課へ報告するよう周知・徹底した。	R5. 3. 20
	総務課、営業課 浄水課、 水道管路課、 下水道施設課、 下水道整備課	55	指摘 事項	シール貼付等による固定資産台帳と現物との正確な紐づけについて	令和4年度中にシール貼付が可能な備品に対し固定資産管理シールを貼り終えた。	R5. 3. 20

上下水道局	下水道整備課	57	指摘事項	下水道管渠の距離情報に係る整合性の確保について	下水道事業については、平成30年度にGISによる電子化が完了し、事業年報に記載されている管渠の距離情報との整合性の確認が可能となった。	R5. 3. 20
		58	指摘事項	下水道管渠情報の電子化の推進について	下水道管渠情報の電子化については、平成30年度にGISによる電子化が完了し、管渠施設の老朽化の状況を定量的に把握することが可能となった。	R5. 3. 20
	総務課、水道管路課、下水道整備課	59	意見	固定資産台帳上の管路・管渠の数量情報の管理について	水道台帳及び下水道台帳を電子化したことにより、平成30年度以降、固定資産台帳の台帳数量との整合性を確認できるようになった。	R5. 3. 20
	総務課、営業課、浄水課、水道管路課、下水道施設課、下水道整備課	60	指摘事項	現物が存在しない固定資産の網羅的な把握及び固定資産台帳への反映について	令和4年度より、工事以外のその他の固定資産について総務課から各課へ抽出した一覧表を提示し、各課の台帳と照合しながら除却作業が可能となった。	R5. 3. 20
	下水道施設課	72	意見	長寿命化計画と事業計画数値との整合性について（計画における事業費の金額の整合性確保）	「豊橋市上下水道ビジョン後期事業計画」では、別に定めた長寿命化計画と事業費の差異が生じていたが、令和2年度に新たに策定した「豊橋市上下水道ビジョン2021-2030」の下水道事業「公共下水道第2次再整備事業」においては、長寿命化計画の後継であるストックマネジメント計画から事業費の絞り込みは行わずに、事業費の整合を図った。	R4. 12. 8